宮崎県公報

令和６年12月12日（木曜日）号外　第 51 号

発　行　宮　崎　県
印　刷　宮崎市旭１丁目６番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発行定日　毎週月・木曜日
購読料（送料共）　１年　64,800 円

目　次

頁

条　例

○警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………………………………………（警察本部）１

本号で公布された条例のあらまし

◎　警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第51号）

１　改正の理由及び主な内容

道路交通法の改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

２　施行期日

この条例は、令和７年３月24日から施行することとしました。

条　例

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年12月12日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

宮崎県条例第51号

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

警察関係使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（手数料）	（手数料）
第３条　法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項並びに附則第２項及び第４項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。	第３条　法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項並びに附則第２項及び第４項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。
(１)～(57)　［略］	(１)～(57)　［略］
(58)　道交法第92条第１項の規定に基づく運転免許証の交付　運転免許証交付手数料	(58)　道交法第92条第１項又は第95条の２第11項の規定に基づく運転免許証の交付　運転免許証交付手数料
(59)　［略］	(59)　［略］
	(59)の２　道交法第95条の２第３項の規定に基づく特定免許情報の記録又は同法第95条の３の規定により読み替えて適用する同法第92条第２項の規定若しくは同法第 106条の４第２項の規定に基づく免許情報記録の書換え（免許の効力の停止の期間が満了した場合又は免許の効力の停止が解除された場合に同法第95条の２第１項の規定による申請をした者その他の政令で定める者を除く。）　特定免許情報記録手数料
(59)の２～(59)の４　［略］	(59)の３～(59)の５　［略］
(60)～(64)　［略］	(60)～(64)　［略］
(65)　道交法第 101条第１項又は第 101条の２第１項の規定に基	(65)　道交法第 101条第１項又は第 101条の２第１項の規定に基

づく運転免許証の更新の申請に対する審査　運転免許証更新手数料

(65)の２　道交法第 101条の２の２第１項の規定に基づく運転免許証の更新の申請に対する審査　経由手数料

(66)　道交法第 104条の４第６項の規定に基づく運転経歴証明書の交付　運転経歴証明書交付手数料

(66)の２　道交法第 104条の４第７項の規定に基づく運転経歴証明書の再交付　運転経歴証明書再交付手数料

(67)～(74)　［略］

２～５　［略］

別表第２（第３条関係）

手数料	区　分	単位	金　額	備　考
［略］				
56　運転免許試験手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験（道交法第97条の２第１項第１号又は第２号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。）	１件につき	1,550円	
	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験（道交法第97条の２第１項第３号又は第５号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。）	同	1,900円	道路交通法施行令（昭和35年政令第 270号）第33条の６の２第６号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、800円とする。
	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験（道交法第97条の２第１項の規定の適用を受けない場合に限る。）	同	4,100円	道交法第97条第１項第２号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車（以下「試験車」という。）を使用して受ける場合にあっては、6,600円とする。
	普通自動車免許に係る試験（道交法第97条の２第１項第１号又は第２号に該当して同項の規定の適	同	1,750円	

づく運転免許証又は免許情報記録（以下「運転免許証等」という。）の有効期間の更新の申請に対する審査　運転免許証等更新手数料

(65)の２　道交法第 101条の２の２第１項の規定に基づく運転免許証等の有効期間の更新の申請に対する審査　経由手数料

(66)　道交法第 105条の２第２項の規定に基づく運転経歴証明書の交付　運転経歴証明書交付手数料

(66)の２　道交法第 105条の２第４項の規定に基づく運転経歴情報の記録　運転経歴情報記録手数料

(66)の３　道交法第 105条の２第５項の規定に基づく運転経歴証明書の再交付　運転経歴証明書再交付手数料

(67)～(74)　［略］

２～５　［略］

別表第２（第３条関係）

手数料	区　分	単位	金　額	備　考
［略］				
56　運転免許試験手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験（道交法第97条の２第１項第１号又は第２号に該当して同項の規定の適用を受ける場合）	１件につき	1,650円	
	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験（道交法第97条の２第１項第３号又は第５号に該当して同項の規定の適用を受ける場合）	同	1,950円	道路交通法施行令（昭和35年政令第 270号）第33条の６の２第６号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証等の有効期間の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、750円とする。
	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験（道交法第97条の２第１項の規定の適用を受けない場合）	同	3,900円	道交法第97条第１項第２号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車（以下「試験車」という。）を使用して受ける場合にあっては、6,900円とする。
	普通自動車免許に係る試験（道交法第97条の２第１項第１号又は第２号に該当して同項の規定の適	同	1,900円	

用を受ける場合に限る。)				用を受ける場合)			
普通自動車免許に係る試験（道交法第97条の２第１項第３号又は第５号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。)	同	1,900円	道路交通法施行令第33条の６の２第６号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、 800円とする。	普通自動車免許に係る試験（道交法第97条の２第１項第３号又は第５号に該当して同項の規定の適用を受ける場合）	同	1,950円	道路交通法施行令第33条の６の２第６号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証等の有効期間の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、 750円とする。
普通自動車免許に係る試験（道交法第97条の２第１項の規定の適用を受けない場合に限る。）	同	2,550円	技能試験を試験車を使用して受ける場合にあっては、 3,350円とする。	普通自動車免許に係る試験（道交法第97条の２第１項の規定の適用を受けない場合）	同	2,500円	技能試験を試験車を使用して受ける場合にあっては、 3,300円とする。
特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験（道交法第97条の２第１項第２号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。）	同	1,750円		特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験（道交法第97条の２第１項第２号に該当して同項の規定の適用を受ける場合）	同	1,850円	
特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験（道交法第97条の２第１項第３号又は第５号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。）	同	1,900円	道路交通法施行令第33条の６の２第６号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、 800円とする。	特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験（道交法第97条の２第１項第３号又は第５号に該当して同項の規定の適用を受ける場合）	同	1,950円	道路交通法施行令第33条の６の２第６号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証等の有効期間の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、 750円とする。
特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験（道交法第97条の２第１項の規定の適用を受けない場合に限る。）	同	2,600円	技能試験を試験車を使用して受ける場合にあっては、 4,050円とする。	特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験（道交法第97条の２第１項の規定の適用を受けない場合）	同	2,800円	技能試験を試験車を使用して受ける場合にあっては、 4,550円とする。
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験（道交法第97条の２第１項の規定の適用を	同	1,900円	道路交通法施行令第33条の６の２第６号に掲げるやむを得ない	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験（道交法第97条の２第１項の規定の適用を	同	1,950円	道路交通法施行令第33条の６の２第６号に掲げるやむを得ない

受ける場合に限る。）			理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、800円とする。	受ける場合）			理由のため運転免許証等の有効期間の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、750円とする。
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験（道交法第97条の２第１項の規定の適用を受けない場合に限る。）	同	1,500円		小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験（道交法第97条の２第１項の規定の適用を受けない場合）	同	1,600円	
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験（道交法第97条の２第１項第２号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。）	同	1,700円		大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験（道交法第97条の２第１項第２号に該当して同項の規定の適用を受ける場合）	同	1,800円	
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験（道交法第97条の２第１項第３号又は第５号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。）	同	1,900円	道路交通法施行令第33条の６の２第６号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、800円とする。	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験（道交法第97条の２第１項第３号又は第５号に該当して同項の規定の適用を受ける場合）	同	1,950円	道路交通法施行令第33条の６の２第６号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証等の有効期間の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、750円とする。
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験（道交法第97条の２第１項の規定の適用を受けない場合に限る。）	同	4,800円	技能試験を試験車を使用して受ける場合にあっては、7,650円とする。	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験（道交法第97条の２第１項の規定の適用を受けない場合）	同	4,500円	技能試験を試験車を使用して受ける場合にあっては、7,450円とする。
仮運転免許に係る試験（道交法第97条の２第１項第２号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。）	同	1,700円		仮運転免許に係る試験（道交法第97条の２第１項第２号に該当して同項の規定の適用を受ける場合）	同	1,800円	
仮運転免許に係る試験（道交法第97条の２第１項第４号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。）	同	1,550円		仮運転免許に係る試験（道交法第97条の２第１項第４号に該当して同項の規定の適用を受ける場合）	同	1,650円	
仮運転免許に係る試験（道交法第97条の２第１項の規定の適用を受けない場合に限る。）	同	2,900円	技能試験を試験車を使用して受ける場合にあっては、4,350円とする。	仮運転免許に係る試験（道交法第97条の２第１項の規定の適用を受けない場合）	同	2,950円	技能試験を試験車を使用して受ける場合にあっては、4,700円とする。

56の２　検査手数料	大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する道交法第89条第３項の規定による検査	１件につき	3,900円	試験車を使用して受ける場合にあっては、6,400円とする。	56の２　検査手数料	大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する道交法第89条第３項の規定による検査	１件につき	3,950円	試験車を使用して受ける場合にあっては、6,950円とする。
	普通自動車仮運転免許を受けている者に対する道交法第89条第３項の規定による検査	同	3,750円	試験車を使用して受ける場合にあっては、4,550円とする。		普通自動車仮運転免許を受けている者に対する道交法第89条第３項の規定による検査	同	3,850円	試験車を使用して受ける場合にあっては、4,650円とする。
57　審査手数料		１件につき	1,400円	試験車を使用して受ける場合にあっては、2,850円とする。	57　審査手数料		１件につき	1,350円	試験車を使用して受ける場合にあっては、3,100円とする。
58　運転免許証交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	１件につき	2,050円	道交法第92条第１項後段の規定により一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、2,050円（道路交通法施行令第33条の６の２第６号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者であって、道交法第97条の２第１項第３号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付にあっては、1,700円）に当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額とする。	58　運転免許証交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証（道交法第92条第１項の規定による交付を受ける場合）	１件につき	2,350円	道路交通法施行令第33条の６の２第６号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証等の有効期間の更新を受けることができなかった者であって、道交法第97条の２第１項第３号に該当して同項の規定の適用を受けたもの（以下「特定試験免除者」という。）に対する交付にあっては、2,100円とし、日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち二以上の種類の免許を受ける者（以下「複数免許取得者」という。）に対する交付にあっては、2,150円（特定試験免除者にあっては、1,900円）に与える免許一種類ごとに200円を加えた額とする。
						第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証（道交法第95条の２第11項の規定による交付	同	2,550円	

	仮運転免許に係る免許証	同	1,150円	
59　運転免許証再交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	１件につき	2,250円	
	仮運転免許に係る免許証	同	1,150円	

	を受ける場合）			
	仮運転免許に係る運転免許証	同	1,100円	
59　運転免許証再交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証	１件につき	2,600円	
	仮運転免許に係る運転免許証	同	1,050円	
59の２　特定免許情報記録手数料	道交法第95条の２第３項の規定による特定免許情報の記録（同法第95条の２第６項の規定による申出をする場合）	１件につき	1,550円	特定試験免除者に係る記録にあっては、1,350円とし、複数免許取得者に係る記録にあっては、1,350円（特定試験免除者に係る記録にあっては、1,150円）に与える免許一種類ごとに200円を加えた額とする。
	道交法第95条の２第３項の規定による特定免許情報の記録（同法第101条の４の２第２項の規定による申出（以下「更新時不交付申出」という。）をする場合）	同	800円	
	道交法第95条の２第３項の規定による特定免許情報の記録（同法第95条の２第６項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合）	同	1,500円	道交法第92条第１項、第95条の２第11項若しくは第101条の４の２第１項の規定による運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は同法第94条第２項の規定による運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付を受ける者が同時に記録を受ける場合にあっては、100円とする。
	道交法第95条の３の規定により読み替えて適用する同法第92条第２項の規定又は同法第106条の４第２項の規定による免許	同	1,550円	運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び道交法第95条の２第４項に

59の２　［略］				
59の３ 認知機能検査員講習手数料		１件につき	1,450円	自動車安全運転センターが行う道交法第97条の２第１項第３号イ若しくはロ、第 101条の４第２項又は第 101条の７第１項の認知機能検査の実施に必要な知識に関する研修又は講習で公安委員会が定めるものを受講した者に対する講習にあっては、 1,200円とする。
59の４ 運転技能検査手数料		１件につき	3,550円	
［略］				
61　技能検定員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る道交法第99条の２第４項第１号イの規定による審査（以下「技能検定員審査」という。）	１件につき	23,400円	［略］
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	同	19,500円	
	特定第一種運転免許に係	同	14,700円	

	情報記録の書換え			規定する免許情報記録個人番号カードを有する者（以下「運転免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。）に係る書換えにあっては、 100円とし、複数免許取得者（運転免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。）に係る書換えにあっては、 1,350円に与える免許一種類ごとに 200円を加えた額とする。
59の３　［略］				
59の４ 認知機能検査員講習手数料		１件につき	1,400円	自動車安全運転センターが行う道交法第97条の２第１項第３号イ若しくはロ、第 101条の４第２項又は第 101条の７第１項の認知機能検査の実施に必要な知識に関する研修又は講習で公安委員会が定めるものを受講した者に対する講習にあっては、 1,150円とする。
59の５ 運転技能検査手数料		１件につき	3,650円	
［略］				
61　技能検定員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る道交法第99条の２第４項第１号イの規定による審査（以下「技能検定員審査」という。）	１件につき	23,750円	［略］
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	同	19,800円	
	特定第一種運転免許に係	同	14,450円	

	る技能検定員審査			
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）	同	21,500円	
［略］				
63 教習指導員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る道交法第99条の３第４項第１号イの規定による審査（以下「教習指導員審査」という。）	１件につき	14,550円	［略］
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	同	11,850円	
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	同	9,650円	
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）	同	12,450円	
64 運転免許再試験手数料	準中型自動車免許に係る再試験	１件につき	1,900円	道交法第 100条の２第２項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を試験車を使用して受ける場合にあっては、4,400円とする。
	普通自動車免許に係る再試験	同	1,750円	道交法第 100条の２第２項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験

	る技能検定員審査			
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）	同	22,200円	
［略］				
63 教習指導員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る道交法第99条の３第４項第１号イの規定による審査（以下「教習指導員審査」という。）	１件につき	15,100円	［略］
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	同	12,000円	
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	同	9,950円	
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）	同	12,850円	
64 運転免許再試験手数料	準中型自動車免許に係る再試験	１件につき	2,050円	道交法第 100条の２第２項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を試験車を使用して受ける場合にあっては、5,050円とする。
	普通自動車免許に係る再試験	同	1,950円	道交法第 100条の２第２項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験

				を試験車を使用して受ける場合にあっては、2,550円とする。					を試験車を使用して受ける場合にあっては、2,750円とする。
	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	同	1,650円	道交法第 100条の２第２項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を試験車を使用して受ける場合にあっては、3,100円とする。		大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	同	1,800円	道交法第 100条の２第２項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を試験車を使用して受ける場合にあっては、3,550円とする。
	原動機付自転車免許に係る再試験	同	1,000円			原動機付自転車免許に係る再試験	同	1,100円	
65　運転免許証更新手数料	免許証の更新（道交法第 101条の２の２第１項の規定により免許証の更新の申請をする場合を除く。）	１件につき	2,500円		65　運転免許証等更新手数料	運転免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。）（道交法第 101条の２の２第１項の規定による経由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出（以下「経由申請」という。）をする場合）	１件につき	2,750円	
	免許証の更新（道交法第 101条の２の２第１項の規定により免許証の更新の申請をする場合に限る。）	同	2,550円			運転免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。）（更新時不交付申出をする場合（経由申請をする場合を除く。））	同	1,300円	
						運転免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。）（経由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合）	同	2,850円	
						免許情報記録の有効期間の更新（同時に運転免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。）（経由申請をする場合であって、道交法第 101条の２の２第３項の規定による申出（以下「経由地書換申出」という。）をするとき。）	同	1,000円	
						免許情報記録の有効期間の更新（同時に運転免許	同	1,950円	

						証の有効期間の更新を受ける場合を除く。）（経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき。）			
						免許情報記録の有効期間の更新（同時に運転免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。）（経由申請をしない場合）	同	2,100円	
						運転免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新（経由申請をする場合であって、経由地書換申出をするとき。）	同	2,500円	
						運転免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新（経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき。）	同	2,850円	
						運転免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新（経由申請をしない場合）	同	2,950円	
65の２　経由手数料		１件につき	550円		65の２　経由手数料	経由地書換申出をする場合	１件につき	1,700円	
						経由地書換申出をしない場合	同	750円	
66　運転経歴証明書交付手数料		１件につき	1,100円		66　運転経歴証明書交付手数料		１件につき	1,150円	
					66の２　運転経歴情報記録手数料		１件につき	900円	運転経歴証明書の交付又は再交付を受ける者が同時に記録を受ける場合にあっては、 100円とする。
66の２　運転経歴証明書再交付手数料		１件につき	1,100円		66の３　運転経歴証明書再交付手数料		１件につき	1,150円	
67　国外運転免許証交付手数料		１件につき	2,350円		67　国外運転免許証交付手数料		１件につき	2,250円	
68　講習	道交法第 108条の２第１	１人１	750円		68　講習	道交法第 108条の２第１	１人１	850円	

	手数料	項第１号に掲げる講習	時間につき		
		道交法第108条の２第１項第２号に掲げる講習	同	2,350円	
		［略］			
		道交法第108条の２第１項第４号に掲げる講習（大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあっては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）に限る。）	同	4,450円	
		道交法第108条の２第１項第４号に掲げる講習（準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）に限る。）	同	3,500円	
		道交法第108条の２第１項第４号に掲げる講習（普通自動車免許に係る講習に限る。）	同	2,800円	
		道交法第108条の２第１項第５号に掲げる講習（大型自動二輪車免許に係る講習に限る。）	同	4,150円	
		道交法第108条の２第１項第５号に掲げる講習（普通自動二輪車免許に係る講習に限る。）	同	4,000円	
		道交法第108条の２第１項第６号に掲げる講習	同	1,500円	
		道交法第108条の２第１項第７号に掲げる講習	同	3,100円	
		道交法第108条の２第１項第８号に掲げる講習	同	1,400円	
		道交法第108条の２第１項第９号に掲げる講習	同	750円	
		道交法第108条の２第１項第10号に掲げる講習（準中型自動車免許に係る講習に限る。）	同	2,150円	
		道交法第108条の２第１項第10号に掲げる講習（普通自動車免許に係る講習に限る。）	同	2,050円	
		道交法第108条の２第１項第10号に掲げる講習（大型自動二輪車免許に係る講習に限る。）	同	2,700円	
		道交法第108条の２第１	同	2,550円	

	手数料	項第１号に掲げる講習	時間につき		
		道交法第108条の２第１項第２号に掲げる講習	同	2,400円	
		［略］			
		道交法第108条の２第１項第４号に掲げる講習（大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあっては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。））	同	4,650円	
		道交法第108条の２第１項第４号に掲げる講習（準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。））	同	3,800円	
		道交法第108条の２第１項第４号に掲げる講習（普通自動車免許に係る講習）	同	3,050円	
		道交法第108条の２第１項第５号に掲げる講習（大型自動二輪車免許に係る講習）	同	4,300円	
		道交法第108条の２第１項第５号に掲げる講習（普通自動二輪車免許に係る講習）	同	4,200円	
		道交法第108条の２第１項第６号に掲げる講習	同	1,750円	
		道交法第108条の２第１項第７号に掲げる講習	同	3,200円	
		道交法第108条の２第１項第８号に掲げる講習	同	1,850円	
		道交法第108条の２第１項第９号に掲げる講習	同	900円	
		道交法第108条の２第１項第10号に掲げる講習（準中型自動車免許に係る講習）	同	2,300円	
		道交法第108条の２第１項第10号に掲げる講習（普通自動車免許に係る講習）	同	2,150円	
		道交法第108条の２第１項第10号に掲げる講習（大型自動二輪車免許に係る講習）	同	2,850円	
		道交法第108条の２第１	同	2,700円	

項第10号に掲げる講習（普通自動二輪車免許に係る講習に限る。）					項第10号に掲げる講習（普通自動二輪車免許に係る講習）			
道交法第 108条の２第１項第10号に掲げる講習（原動機付自転車免許に係る講習に限る。）	同	2,450円			道交法第 108条の２第１項第10号に掲げる講習（原動機付自転車免許に係る講習）	同	2,550円	
道交法第 108条の２第１項第11号に掲げる講習（道交法第92条の２第１項の表の備考１の２に規定する優良運転者に対する講習に限る。）	［略］				道交法第 108条の２第１項第11号に掲げる講習（同法第95条の６第１項の表の備考１のロに規定する優良運転者に対する講習）	［略］		公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下「オンライン講習」という。）にあっては、 200円とする。
道交法第 108条の２第１項第11号に掲げる講習（道交法第92条の２第１項の表の備考１の３に規定する一般運転者に対する講習に限る。）	［略］				道交法第 108条の２第１項第11号に掲げる講習（同法第95条の６第１項の表の備考１のハに規定する一般運転者に対する講習）	［略］		オンライン講習にあっては、 200円とする。
道交法第 108条の２第１項第11号に掲げる講習（道交法第92条の２第１項の表の備考１の４に規定する違反運転者等に対する講習に限る。）	同	1,350円	当該講習が道路交通法施行令第43条第１項の規定に基づく国家公安委員会規則で定める同令第33条の７第２項の基準に該当しない者に対する講習にあっては、 800円とする。		道交法第 108条の２第１項第11号に掲げる講習（同法第95条の６第１項の表の備考１のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（道路交通法施行令第43条第１項の規定に基づく国家公安委員会規則で定める同令第33条の７第２項の基準に該当しない者をいう。以下同じ。）でないものに対する講習）	同	1,400円	
					道交法第 108条の２第１項第11号に掲げる講習（同法第95条の６第１項の表の備考１のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習）	同	800円	オンライン講習にあっては、 200円とする。
道交法第 108条の２第１項第12号に掲げる講習（道交法第71条の５第３項に規定する普通自動車対	同	6,450円			道交法第 108条の２第１項第12号に掲げる講習（同法第71条の５第３項に規定する普通自動車対応	同	6,600円	

	応免許（以下この項において「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（道交法第97条の２第１項第３号イ及びハに掲げる者並びに道交法第 101条の４第３項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習に限る。）					免許（以下「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（同法第97条の２第１項第３号イ及びハに掲げる者並びに同法第 101条の４第３項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習）			
	道交法第 108条の２第１項第12号に掲げる講習（普通自動車対応免許を受けている者（道交法第97条の２第１項第３号イ若しくはハに掲げる者又は道交法第 101条の４第３項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習に限る。）	同	2,900円			道交法第 108条の２第１項第12号に掲げる講習（普通自動車対応免許を受けている者（同法第97条の２第１項第３号イ若しくはハに掲げる者又は同法第 101条の４第３項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習）	同	2,950円	
	道交法第 108条の２第１項第13号に掲げる講習	同	12,500円	当該講習が道路交通法施行令第43条第１項の規定に基づく国家公安委員会規則で定めるものである場合にあっては、 9,050円とする。		道交法第 108条の２第１項第13号に掲げる講習（自動車等（これに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める装置を含む。）を使用する指導（以下「実車等指導」という。）を含む講習）	同	12,900円	
						道交法第 108条の２第１項第13号に掲げる講習（実車等指導を含まない講習）	同	9,350円	
	道交法第 108条の２第１項第14号に掲げる講習	１人１時間につき	2,250円			道交法第 108条の２第１項第14号に掲げる講習	１人１時間につき	2,600円	
	道交法第 108条の２第１項第15号又は第16号に掲げる講習	同	2,000円			道交法第 108条の２第１項第15号に掲げる講習	同	2,100円	
						道交法第 108条の２第１項第16号に掲げる講習	同	2,050円	
68の２ 特定任意講習手数料	特定任意高齢者講習	１件につき	6,450円	道交法第71条の５第３項に規定する普通自動車対応免許以外の免許のみを受けようとし、又は受けている者及び道路交通法施行令第34条の３	68の２ 特定任意講習手数料	特定任意高齢者講習	１件につき	6,600円	道交法第71条の５第３項に規定する普通自動車対応免許以外の免許のみを受けようとし、又は受けている者及び道路交通法施行令第34条の３

				第４項又は第37条の６の３の基準に該当する者に対する講習にあっては、2,900円とする。
	特定任意講習	同	1,350円	
69　通知手数料		１件につき	900円	
［略］				

付表１（技能検定員審査手数料関係）

審査細目	区分	別表第２の金額の欄に定める額から減ずる額
１　技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	4,000円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,550円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,250円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	4,250円
２　自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	6,700円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	6,100円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,100円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	7,400円
［略］		
５　技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,350円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,900円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,650円
６　自動車の運転技能の評価方法に関する知識	［略］	
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,050円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,550円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	3,700円
７　道路運送法（昭和26年法律第183号）第２条第３項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業法第２条第１項に	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	2,550円

				第４項又は第37条の６の３の基準に該当する者に対する講習にあっては、2,950円とする。
	特定任意講習	同	1,400円	
69　通知手数料		１件につき	1,000円	
［略］				

付表１（技能検定員審査手数料関係）

審査細目	区分	別表第２の金額の欄に定める額から減ずる額
１　技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	3,800円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,650円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,200円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	4,450円
２　自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	6,350円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	6,250円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,900円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	7,750円
［略］		
５　技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,600円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,850円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,550円
６　自動車の運転技能の評価方法に関する知識	［略］	
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,000円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,400円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	3,750円
７　道路運送法（昭和26年法律第183号）第２条第３項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業法第２条第１項に	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	2,600円

規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識		

備考

1　技能検定員審査を受けようとする者が１の項及び２の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、１の項及び２の項の右欄に定めるところによるほか、別表第２の61の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については 2,350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については 900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については 1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については 2,900円を減ずるものとする。

2　技能検定員審査を受けようとする者が３の項及び４の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、３の項及び４の項の右欄に定めるところによるほか、別表第２の61の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については 500円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については 300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については 300円を減ずるものとする。

付表２（教習指導員審査手数料関係）

審　査　細　目	区　　　　　分	別表第２の金額の欄に定める額から減ずる額
1　教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	4,000円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	3,550円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	4,250円
2　技能教習に必要な教習の技能	［略］	
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,050円
［略］		
4　道交法第 108条の28第４項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	［略］	
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
5　自動車教習所に関する法令についての知識	［略］	
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
6　教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,500円
	［略］	
7　道路運送法第２条第３項に規定す	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,550円

規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識		

備考

1　技能検定員審査を受けようとする者が１の項及び２の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、１の項及び２の項の右欄に定めるところによるほか、別表第２の61の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については 2,950円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については 900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については 1,350円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については 2,900円を減ずるものとする。

2　技能検定員審査を受けようとする者が３の項及び４の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、３の項及び４の項の右欄に定めるところによるほか、別表第２の61の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については 550円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については 350円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については 350円を減ずるものとする。

付表２（教習指導員審査手数料関係）

審　査　細　目	区　　　　　分	別表第２の金額の欄に定める額から減ずる額
1　教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	3,800円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	3,650円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,200円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	4,450円
2　技能教習に必要な教習の技能	［略］	
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,100円
［略］		
4　道交法第 108条の28第４項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	［略］	
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,350円
5　自動車教習所に関する法令についての知識	［略］	
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,350円
6　教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,550円
	［略］	
7　道路運送法第２条第３項に規定す	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,600円

る旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業法第２条第１項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	る旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業法第２条第１項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識
備考 １　教習指導員審査を受けようとする者が１の項及び２の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、１の項及び２の項の右欄に定めるところによるほか、別表第２の63の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については 2,400円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については 900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については 1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については 2,850円を減ずるものとする。 ２　教習指導員審査を受けようとする者が４の項及び５の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、４の項及び５の項の右欄に定めるところによるほか、別表第２の63の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については 150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については 150円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については 150円を減ずるものとする。	備考 １　教習指導員審査を受けようとする者が１の項及び２の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、１の項及び２の項の右欄に定めるところによるほか、別表第２の63の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については 3,000円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については 950円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については 1,350円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については 2,950円を減ずるものとする。 ２　教習指導員審査を受けようとする者が４の項及び５の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、４の項及び５の項の右欄に定めるところによるほか、別表第２の63の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については 200円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については 150円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については50円を減ずるものとする。

附　則

この条例は、令和７年３月24日から施行する。